

富良野市住居表示審議会議案

と き 令和 4年11月24日 (木)

午前10時から

ところ 富良野市複合庁舎1階会議室D

1 開 会

2 委嘱辞令の交付

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 連絡・報告事項

1) 富良野市住居表示審議会について . . . 資料1

2) 富良野市住居表示実施基準及び住居表示実施までの流れについて . . . 資料2, 3

3) 住居表示等実施経過について . . . 資料4

4) 学田三区の住居表示について (意向調査の実施結果報告) . . . 資料5

6 その他

・ 次回の開催

別紙

富良野市住居表示審議会委員名簿

◎任 期 令和3年10月2日 から 令和5年10月1日 まで

区 分		委員氏名	所属・役職名等	住 所	電話番号	備 考
委 嘱 す る 委 員	1号委員 関係官公 庁職員	平泉 敏行	富良野広域連合 富良野消防署長	076-0023 栄町18番20号	23-5119	
		村田 秀樹	富良野警察署長	076-0022 若葉町11番1号	22-0110	新任
	2号委員 学識経験 者	土谷 浩一	日本郵便事業株式 会社 富良野郵便局長	076-0032 若松町4番1号	23-2652	
		藤田 恵士	土地家屋調査士			
		細川 一美	北の峰連合町内会 長			
		源田 茂男	北の峰町第5町内 会長			
	2号委員 公募	青江 和之	学田三区第一自治 会長代理			
		野原 武	無職			
任 命 す る 委 員	3号委員 職員	上田 博壽	無職			
		関澤 博行	総務部長	富良野市役所	39-2300	新任
		北川 善人	建設水道部長	富良野市役所	39-2313	新任

計 11 名

会 長 細川 一美

副会長 源田 茂男

※これまでの公募の状況

平成21年 2名公募～応募なし

平成29年 2名公募～応募なし

平成23年 2名公募～応募なし

令和元年 2名公募～1名応募

平成25年 2名公募～1名応募

令和3年 2名公募～2名応募

平成27年 2名公募～2名応募

○富良野市住居表示審議会条例

昭和49年2月5日条例第5号

改正

平成15年3月25日条例第4号

富良野市住居表示審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、住居表示審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示整備事業の円滑な実施を図るため、富良野市住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 町の区域及び名称の変更に関すること。
- (2) 町の区域の新設及び廃止に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

(組織及び委員)

第4条 審議会は委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから委嘱または任命する。

- (1) 関係官公庁の職員
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 市の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は審議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。ただし最初の審議会は市長が招集する。

- 2 審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○富良野市住居表示審議会条例施行規則

昭和49年3月15日規則第2号

富良野市住居表示審議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市住居表示審議会条例（昭和49年条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、富良野市住居表示審議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の発言)

第2条 委員は議長の許可を得て自由に質疑し意見を述べることができる。

(採決の方法)

第3条 採決は挙手または起立によるものとする。ただし議長が必要と認めるときは別の方法によることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長は必要と認めるときは議事に関係ある者に出席を求めてその説明または意見を聞くことができる。

(議事録)

第5条 議事録に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員並びに委員以外の出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案及びその採決に関する事項
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の議事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富良野市住居表示審議会の開催状況

任 期	開催年月日	議 題 ・ 概 要
13. 10. 2 ～ 15. 10. 1	15. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問（字学田一区の字名変更について）→協議し答申は次回 ・ 山部市街地区については今後計画的に実施（地域から実施要望書の提出） ・ 学田三区については今後の状況と住民意見を反映していく
15. 10. 2 ～ 17. 10. 1	15. 10. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 答申（字学田一区の字名変更について～新町名：北斗町）
◇北斗町住居表示実施（平成 16 年 3 月 10 日）		
17. 10. 2 ～ 19. 10. 1	17. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（開催せず）
19. 10. 2 ～ 21. 10. 1	19. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（開催せず）
	20. 8. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問（字南大沼の 2（一部）の新設定（字名変更）について） →答申（実施区域、新町名：東雲町） ・ 緑町 22 番の南町への編入 ・ 駅前区画整備事業に伴う朝日町、日の出町の区画変更
◇東雲町住居表示実施（平成 21 年 3 月 9 日）		
21. 10. 2 ～ 23. 10. 1	21. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 会長、副会長選出 ・ 南町住居表示実施予定（11 月 25 日） ・ 審議会、住居表示事務について ・ 山部市街地住居表示実施計画、地域との協議状況について
◇南町住居表示実施（平成 21 年 11 月 25 日）～4,5 番の新設		
	22. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問 山部市街地区住居表示区域の新設定（字名の変更）について →答申（実施区域、新町名）
◇山部市街地住居表示実施（平成 23 年 2 月 28 日） ～山部東町、山部中町、山部南町、山部北町、山部西町		
	23. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山部市街地住居表示実施報告 ・ 住居表示に係る現況確認（世帯数の多い地区等）

任 期	開催年月日	議 題 ・ 概 要
23. 10. 2 ～ 25. 10. 1	23. 10. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 山部市街地住居表示実施報告（その後の状況） ・ 住居表示に係る現況確認（世帯数の多い地区等）
	24. 11. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 住居表示区域における町の区域変更について（新富町の一部区域について、西町に町の区域を変更する） ・ 学田三区地区における住居表示実施要望の有無について
	◇新富町 3 番の一部を西町 2 番に区域変更（平成 25 年 3 月 22 日）	
25. 10. 2 ～ 27. 10. 1	25. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施までの流れ ・ 学田三区地区における住居表示への進め方
	26. 5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 学田三区地区における住居表示アンケート調査結果の報告
	27. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学田三区地区における住居表示アンケート再調査結果の報告 <p>◇アンケート結果から実施に関し推進意見が少数であることから、継続議題とするが当面地域の動向を見守ることとする。</p>
27. 10. 2 ～ 29. 10. 1	27. 11. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況 ・ 学田三区地区における住居表示に関する審議経過
	28. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い）
	29. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居表示実施に関する状況
29. 10. 2 ～ 31. 10. 1	29. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況
元. 10. 2 ～ 3. 10. 1	元. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況
3. 10. 2 ～ 5. 10. 1	3. 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況
	4. 11. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 住居表示実施に関する状況 ・ 学田三区における住居表示意向調査の実施結果報告

富良野市住居表示実施基準

1. 基本方針

本市における住居表示は、すべて街区方式によって行うものとする。

2. 町の境界

町の境界は、原則として公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設または著明な地物によって定めるものとする。この場合境界線は、公道、河川、水路等の側線とし、その他の場合にあつては土地の状況によって適宜に市長が定める。

3. 町の形状及び規模

町の形状は、その境界が複雑にいきくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。

(2) 町の規模は、当該地域の性格、形態及び用途、地域別人口家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり少なかつたりしないように定める。

(3) 一町の規模は、概ね次ぎの程度を基準とする。
50,000 m²(15,000 坪) ～100,000 m²(30,000 坪)

4. 町名の定め方

従来の通称(昭和37年1月1日実施)を基本とするが、町名は簡易を旨とし、歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で親しみ深く、かつ語調のよいものを選択する。

(2) 名称は字画の複雑なもの、従来の字の呼称及び丁目は用いない。

(3) 町名は当用漢字を用い、同一名称、類似のものが生じないようにする。

5. 街区割

街区は公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設または著明な地物によって定めるものとする。

(2) 私道によって区画する場合は、当該道路が公衆用道路として利用されているもので、容易に変更されないものを採用する。

(3) 5及び(2)により区画した場合、その街区の規模が広大で不適當なときは、その街区内の恒久的な施設等を利用して区画し、また狭小であるときは隣接と合わせて一街区とする。

6. 街区の規模

街区は道路網、家屋の密度等当該地域の状況を勘案して定める。その標準面積は次のとおりとする。

一街区 3,000 m²(1,000 坪) ～5,000 m²(1,600 坪)

7. 街区の符号のつけ方

街区符号は数字を用い富良野駅を起点として、その進路は右回りを原則とするが、市街の実情を勘案して、直行並列、奇遇振分け、千鳥蛇行等の最適の方法により配列する。

8. 住居番号のつけ方

住居番号は住居表示台帳として作成される縮尺500分の1の地図に基づいて、次の基準により建物その他の工作物(以下「建築物」という。)につける。

(2) 住居番号は7の街区の起点に準じ、右回りを原則として街区の境界線に沿って図上で設定することとし、その間隔は街区の状況により10mから20mの範囲に区切り、2分の1未満の端数が生じたときは、各辺毎の直前に加える、一辺清算方式とし、住居番号の基礎となる番号(以下「基礎番号」という。)を当該間隔によって順次番号をつける。

(3) 寸法及び表記

表示板は、別紙5のとおり縦60ミリメートル、横120ミリメートルとし、横に表記したものを
用いることを原則とする。ただし、特別大きな建物等は市長の認定による。

(4) 表示板の書体、色彩、材質等は街区表示板に準ずる。

14. 新旧対照表及び住居表示案内図

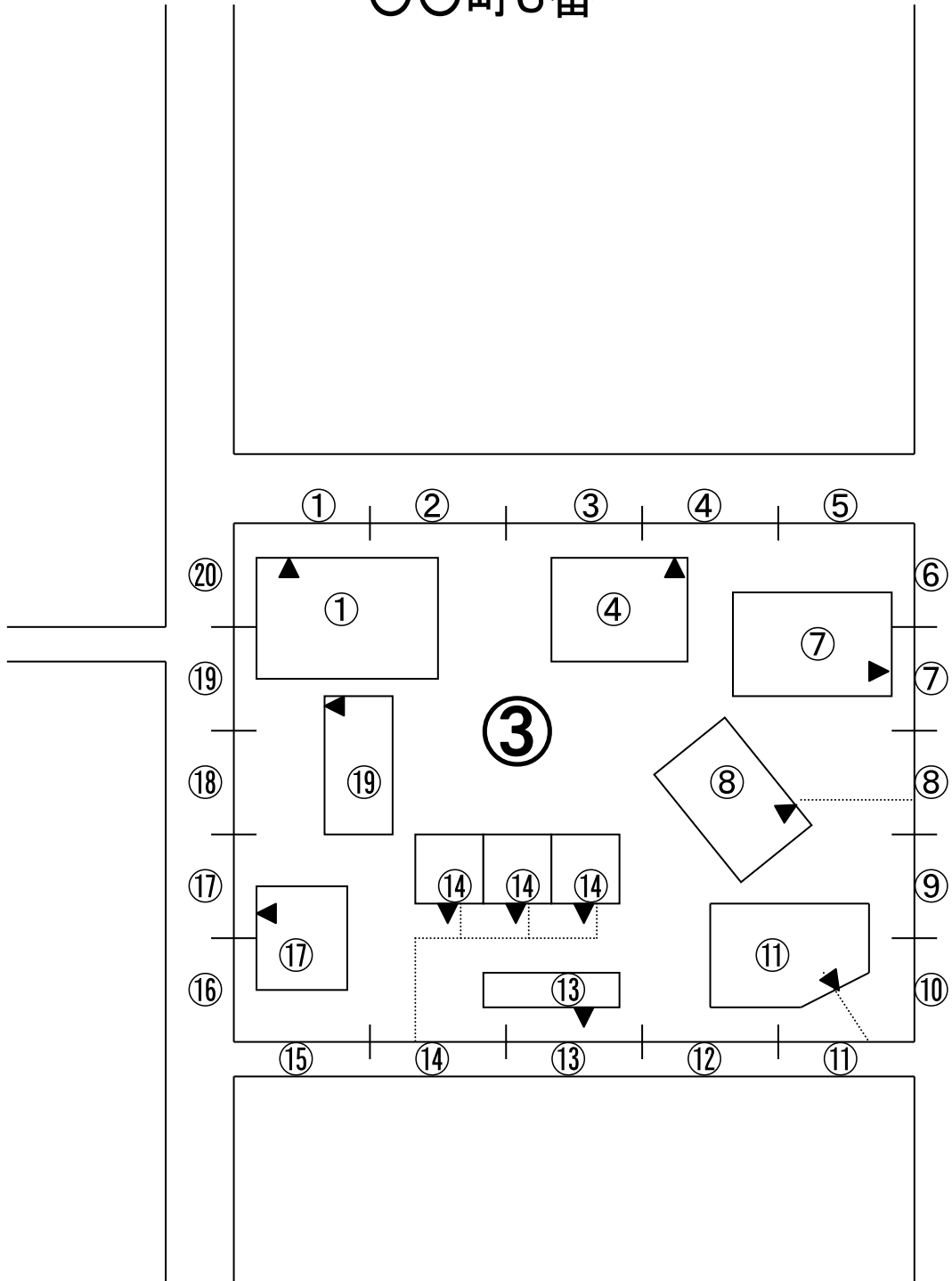
住居表示実施のときは、新旧対照表を別紙6により町ごとに作成する。

(2) 住居表示案内図は、実施面積の縮尺2,500分の1図に、新町境界、街区境界線、新町名、街区
割及び街区符号、住居番号は赤色、旧地番等は黒色の2色をもって作成する。

15. 団地及び中高層建築物の住居表示については、原則としてこの基準により、その実情を勘案して適
宜表示する。

16. その他住居表示実施については、法令及び自治省の示す住居表示実施基準等により施行する。

〇〇町3番

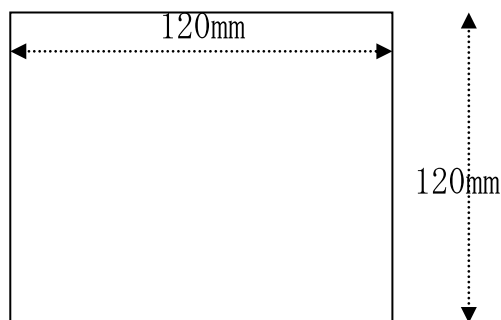
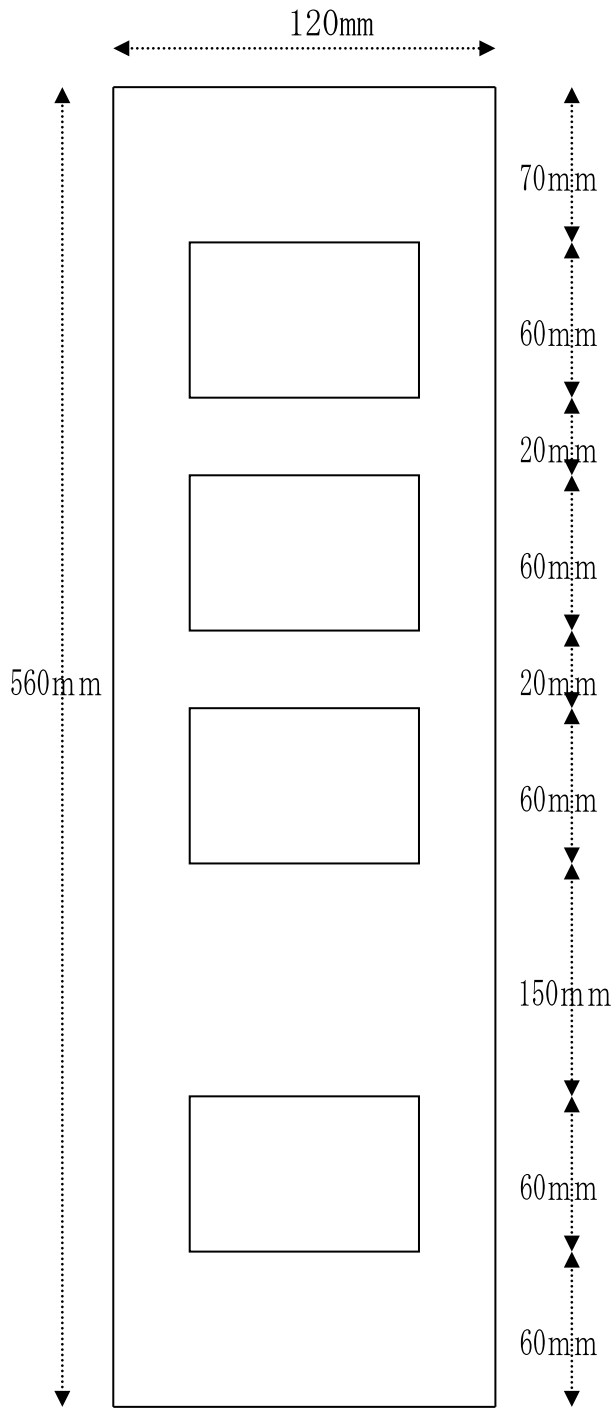


〇 〇 町

	①	⑧
	②	⑦
	③	⑥
	④	⑤

別紙3

街区表示板

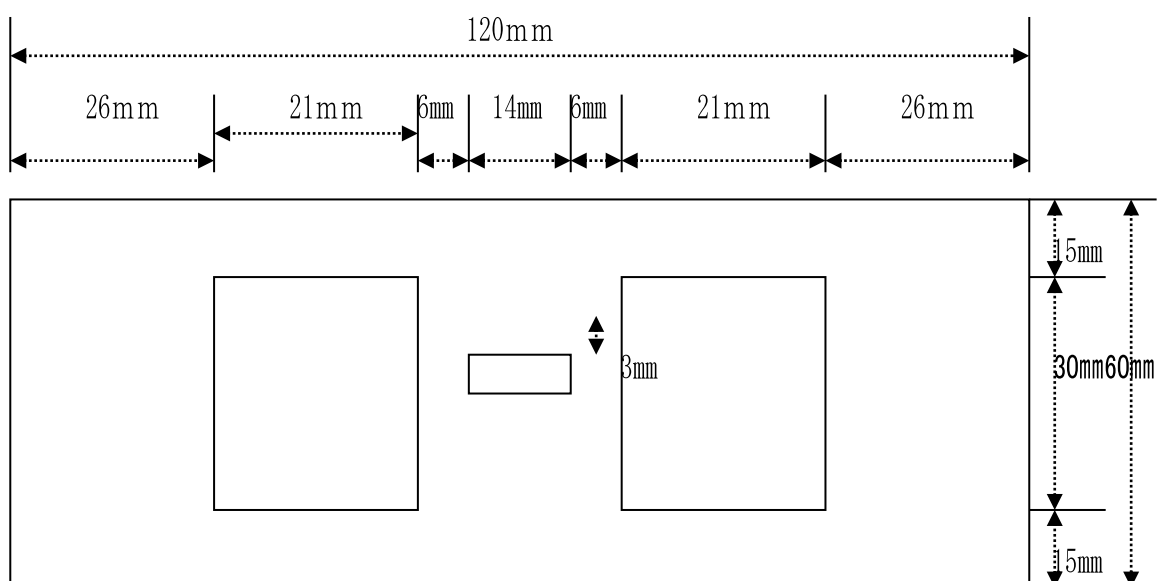


別紙3の2
広告を付属させる場合

別紙4

慣用色名表示 (JIS・Z8102)	色の三属性による表示 (JIS・Z8721)
灰 色	N 4
灰 赤 色	5 R 5/2
暗 い 茶	10 R 4/5
黄 茶	10 YR 5.5/4.5
暗 い 黄 緑	5 GY 5/5.5
に ぶ 緑	10 G 5/5.5
暗 い 青	2.5 PB 2.5/7
う す 青 紫	7.5 PB 6/8
う す 赤	5 R 6/4
黄 緑	10 GY 5/8
青 緑	2.5 BG 4/8
青味黒(鉄色)	7.5 BG 2/2

別紙5 住居表示板



別紙6 新旧対照表

新住所			氏名	旧住所			網名	備考
町名	街区符号	住居番号		町名	字名	番地		

住居表示の実施までの流れ

住居表示の実施までの基本的な流れは次のようになります。

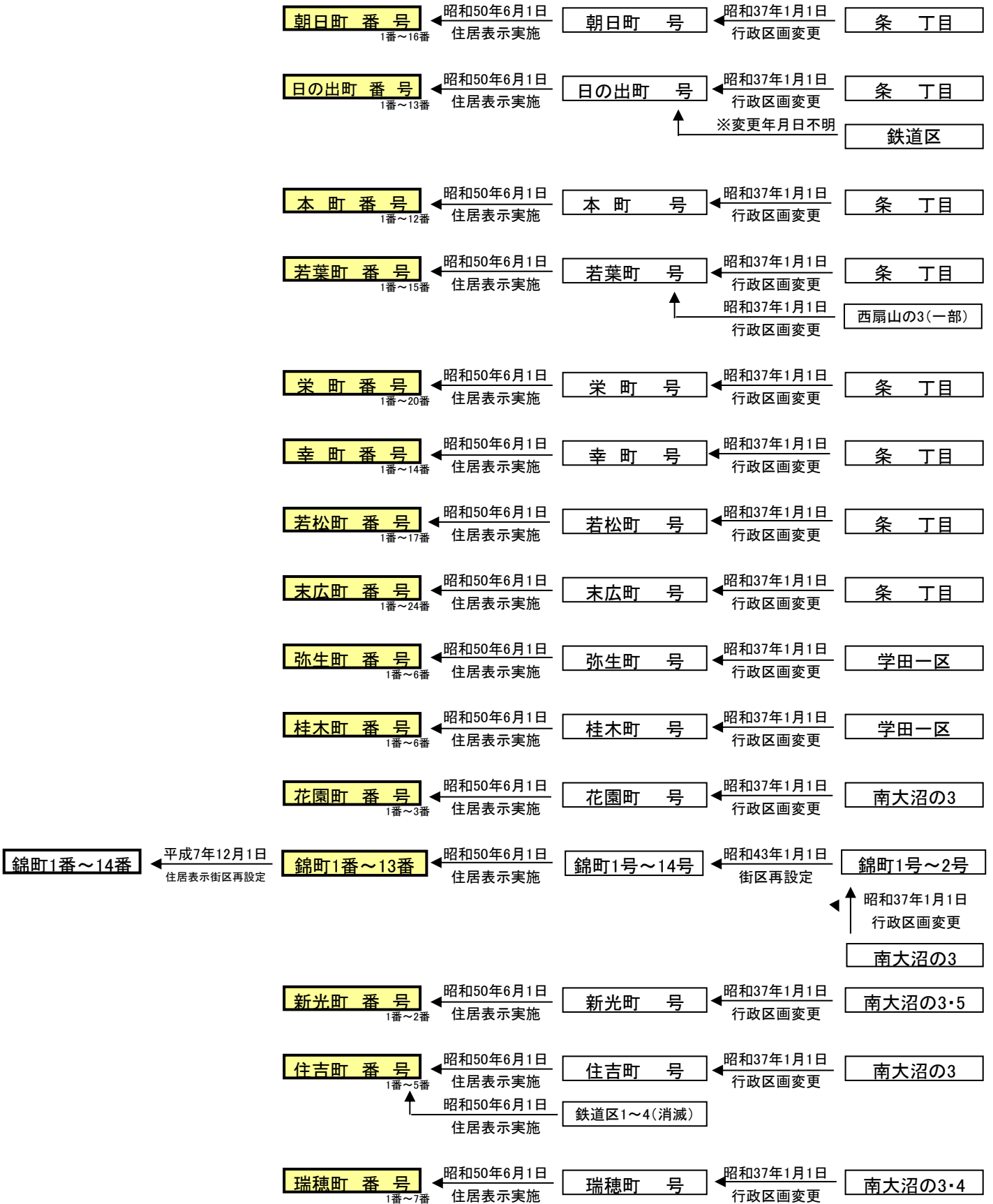
<p>●連合町内会から市への要望</p>	<p>町内会の皆様で話し合っただき、住居表示実施のご希望があれば連合町内会から地域要望として市に要望していただきます。ご要望があれば、職員が住居表示についてご説明に伺います。</p>
<p>●町内会役員との市職員との話し合い</p> <p>●住民説明会の開催、意見聴取</p> <p>●市として実施の決定</p>	<p>町内会役員との協議を経て、地元の皆様に住居表示についてチラシの配布や住民説明会を開催します。</p> <p>町内会から実施の要望があり、多くの住民の賛同が得られることが確認できれば、住居表示の実施に向け、市として準備を進めます。</p>
<p>●住居表示審議会に諮問し答申を得る</p>	<p>学識経験者、関係行政機関の職員及び地元の代表者で構成される住居表示審議会を開催し審議します。</p>
<p>●住居表示実施案を公示した後、市議会で町割り、町名称などを議決</p>	<p>地方自治法と住居表示に関する法律に定められた市議会の議決、告示等の事務を行います。</p>
<p>●住居表示実施のための業務委託</p>	<p>住居表示を実施するため、必要な業務を業者に委託します。</p>
<p>●住居表示の実施</p>	<p>住居番号通知書、手続きのしおり、住居番号表示板などを各ご家庭にお届けします。</p>

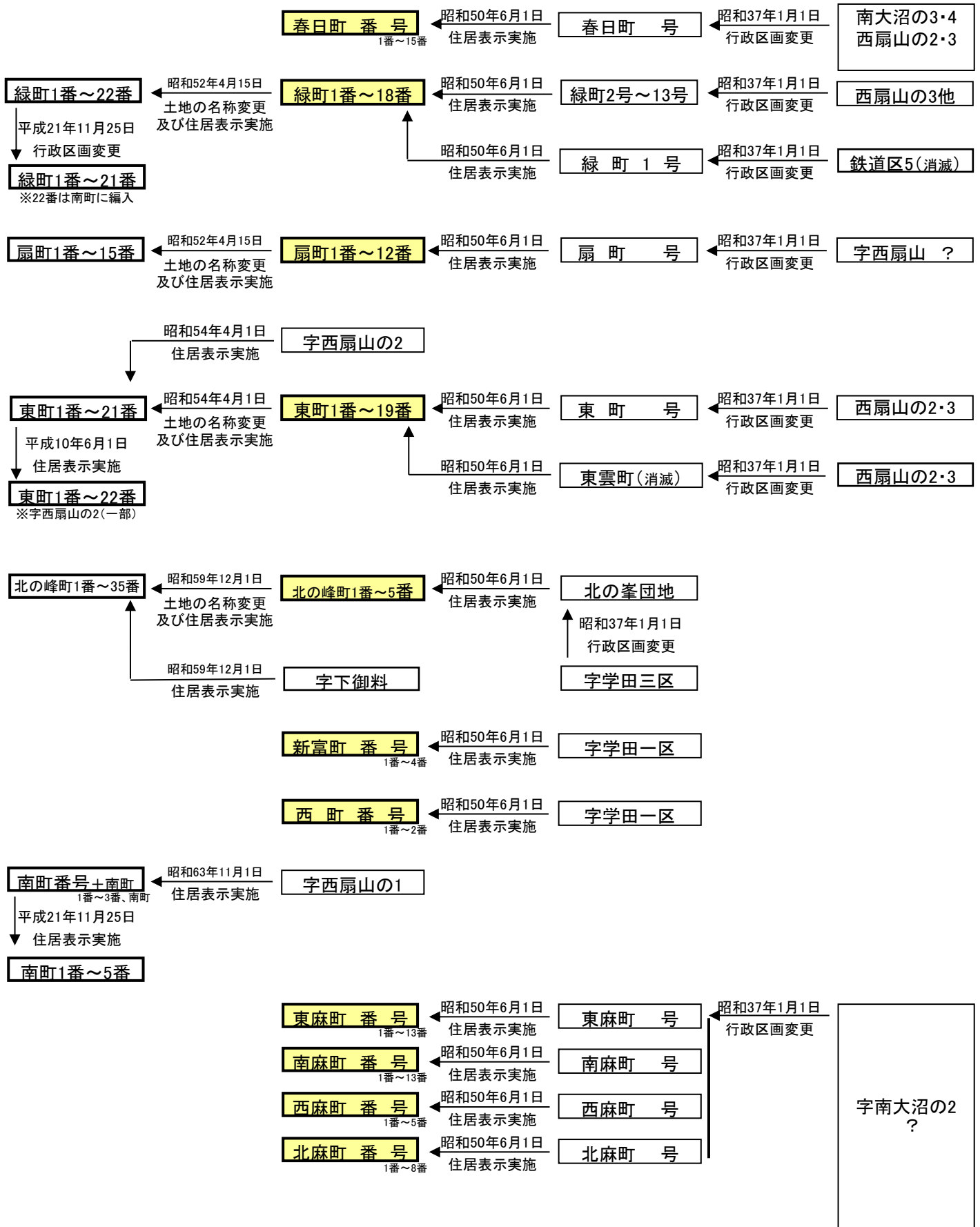
住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地にある建物に順序よく番号をふり、土地の地番によらない方法で、わかりやすい住所の表示をすることをいいます。

「住居表示に関する法律」は、昭和37年に施行されました。この法律は町名地番が混乱してわかりにくいものとなっている住居の表示を合理的なわかりやすいものにし、住民の福祉の向上に資することを目的として制定されました。

富良野市における住居表示等実施経過について

令和3年10月25日
市民課戸籍住民係





平成16年3月10日
住居表示実施

北斗町番号+北斗町
1番～13番、北斗町

字学田一区

平成21年3月9日
住居表示実施

東雲町番号+東雲町
1番～3番、東雲町

字南大沼の2(一部)

平成23年2月28日
住居表示実施

山部東町番号
1番～9番

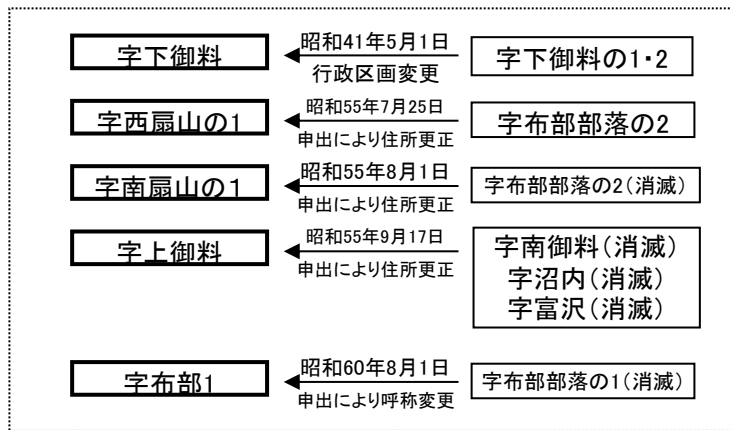
山部中町番号
1番～6番

山部南町番号
1番～7番

山部北町番号
1番～12番

山部西町番号
1番～9番

字山部(一部)
字山部市街予定地



【その他】

(1) 学田・島ノ下・御料・五区・布部・扇山・大沼・鳥沼・八幡丘・富丘・布礼別・麓郷 地区において、現在の表示に統一されたのは 昭和41年5月1日付けとし、変更事由は『昭和41年5月1日行政区画の変更につき「富良野市」と更正』で処理するものとする。

ただし、この取扱いは『字』『の』の文字が付加された場合のみとし、それ以外の、『東5線北1号』を『南大沼2』等へ変更されている場合については、昭和37年1月1日付けで変更されたものとして、変更理由は『昭和37年1月1日行政区画変更につき同日住所更正』とする。

(2) 既に消滅した住所の表示

- ・ ○条○丁目 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 南大沼3～5 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 製綿所? 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 鉄道区5 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 西扇山3 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 下御料の1、2 昭和41年 5月 1日 (合併消滅)
- ・ 北の峯団地 昭和50年 6月 1日 (住居表示)
- ・ 鉄道区1～4 昭和50年 6月 1日 (住居表示)
- ・ 東雲町 昭和50年 6月 1日 (住居表示)
- ・ 字布部部落の2 昭和55年 8月 1日 (合併消滅)
- ・ 字南御料 昭和55年 9月17日 (合併消滅)
- ・ 字沼内 昭和55年 9月17日 (合併消滅)
- ・ 字富沢 昭和55年 9月17日 (合併消滅)
- ・ 字布部部落の1 昭和60年 8月 1日 (呼称変更)
- ・ 字学田一区 平成16年 3月10日 (住居表示)

北の峰第5町内会における住居表示に関する意向調査 まとめ

目的：学田三区に住居・事業所を有し、居住する住民から住居表示の要望があったことから、学田三区の戸建てに居住する者、会社・倉庫・アパート等を所有する者の意見を聴取し、現在の状況を明らかにする。

1. 対象者 北の峰第5町内会（北の峰地区を除く）の戸建て住居、会社、集合住宅の所有者
2. 調査を行った者 北の峰第5町内会 会長、副会長の2名
3. 意向調査（聞き取り）の内容
 - ・住居表示がないことにより、郵便・宅配などで不便や困っていることはないか。
 - ・あわせて、住居表示を実施する場合は、新町名の設定（新町名に学田三区は使用できない）、町名変更に伴う各種手続きが必要となることを説明。

4. 結果

調査件数 59件

内訳 住居表示を要望する 4件

住居表示を要望しない 54件

不在 1件

5. まとめ

「住居表示を要望する」が59件中4件に対し、「住居表示を要望しない」が59件中54件と全体の9割を超えた。「不便や困っていることはないのでこのままで良い」という意見が多く、さらに「町名変更はかえって困る」という意見も多数あり、現状において住居表示がされていないことに問題があるという認識はほとんどの方が持っていないといえる。

北の峰第5町内会における住居表示に関する意向調査 集計結果

意向調査（聞き取り）の内容

- ・住居表示がないことにより、郵便・宅配などで不便や困っていることはないか
あわせて、住居表示をする場合は、新町名の設定（新町名に学田三区は使用できない）、町名変更に伴う各種手続きが必要になることを説明

No.	住居表示を要望する・しない	種別	意見
1	しない	戸建て	不便や困ったことは何もない。これで良い。
2	しない	会社兼住宅	何も問題ない。変える必要なし。
3	しない	戸建て	不便も困ることもない。このままで良い。
4	しない	会社	何も不都合なことはない。客にも馴染んでもらっているので今更 変えられても困る
5	しない	会社	何も困っていることはない。今更変えられると困る。
6	しない	会社	何一つ不都合なことはない。変えると様々な手続きが必要になる から不要。
7	する	集合住宅・会社	
8	しない	会社	不便や不都合なことは全くない。今更変えることには反対。
9	しない	会社	郵便やその他についても何も問題はない。救急車をお願いしたと きも問題はなかった。町名変更は困るので反対。
10	しない	会社	今のままで問題なし。町名変更となると色々困る。
11	しない	集合住宅・会社	全く問題ない。住居表示の必要なし。住居人からの苦情もない。
12	しない	会社	不都合はない。
13	しない	戸建て	学田三区に愛着がある。今のままで問題なし。
14	しない	会社	今のままで良いし不便なこともない。
15	しない	会社	何も困ることはない。変えられると逆に困る。
16	しない	戸建て	このままで良い。
17	しない	戸建て	何ら不便も問題もないのでこのままで良い。
18	しない	会社兼住宅	このままで良い。
19	しない	会社	住居表示について困っていることなし。
20	しない	会社	住居表示の必要なし。
21	しない	会社	何ら問題ないし、変える必要はない。
22	しない	会社	変えてもらっては困る。このままで良い。
23	しない	会社	現状で問題ないのでこのままで良い。
24	しない	会社	特に困ることはない。
25	しない	会社	町名などが変わると、この地域の事業所等多くに影響がある。必 要ない。
26	しない	会社	困ったことなど何もない。町名変更は困るので激しく反対する。
27	しない	会社	困ることや不都合なことは何もない。住所などが変わると困る。
28	しない	会社	特に問題はないのでこのままで良い。
29	しない	会社	何も問題ないのでこのままで良い。
30	しない	会社	現状では困ることは特にないのでこのままで良い。
31	しない	会社	特に不都合なことはないのでこのままで良い。

No.	住居表示を要望 する・しない	種別	意見
32	しない	会社	今は問題になるようなことはない。
33	しない	会社	特に困ることはないのでこのままで良い。
34	しない	集合住宅	住人からの苦情等もない。このままで良い。
35	しない	会社	何も困ったことはない。このままで良い。
36	しない	戸建て	今までも何もないし、このままで良い。
37	しない	戸建て	このままで良い。
38	しない	戸建て	このままで良いし、困ることもない。
39	しない	戸建て	現状で不便なことはないのでこのままで良い。
40	しない	集合住宅	住んでいる方から何もないのでこのままで良い。
41	しない	会社	このままで良い。
42	しない	会社	現在のところ、特に問題や不便なことはないのでこのままで良い。
43	しない	戸建て	困ることはないので変える必要がない。
44	しない	戸建て	何十年も住んでいて特に問題もないしこのままで良い。
45	しない	戸建て	このままで良い。
46	しない	戸建て	このままで困ることはない。
47	する	戸建て	あった方が良くと思うが、みなさんの考え方に同調する。
48	する	会社	宅配などで困ることがある。できれば住居表示があれば良い。
49	しない	集合住宅	住居人からの苦情もないしこのままで良い。
50	しない	集合住宅	今まで問題もないしこのままで良い。
51	しない	会社・集合住宅	特に困っていることはないので変えてもらっては困る。
52	しない	会社	このままで良い。
53	しない	戸建て	今のままで不便なことはない。
54	する	戸建て	宅配などで困ることがあるので、表示があれば良い。
55	不在	戸建て	5度訪問したが会えない。
56	しない	会社	何も問題ないので、このままにしておいてほしい。
57	しない	会社	何も問題ないので、このままにしておいてほしい。
58	しない	戸建て	このままで良い。
59	しない	戸建て	変える必要はない。

結果	59件中
要望する	4
要望しない	54
不在	1